



■発行/櫻井しげる後援会 ■住所/315-0013 茨城県石岡市府中3-11-28
■電話/自宅 0299-22-3881 ■FAX/0299-22-3881 ■携帯 080-3150-8451
■WEB http://www.sakurai.click/ ■E-Mail sakurai@sakurai.click
■Facebook https://www.facebook.com/shige.sakurai.3



討議資料

一般質問は、市民の声を行政に届けることができる貴重な機会であり、行政経験に基づき、行政の間違いを糾す機会でもあります。昨年度指摘した石岡小学校体育館雨漏り修繕、八郷運動公園の時計設置、緊急メモの冷蔵庫貼り付けが令和4年度予算に反映されました。いずれも「市民の声」を市長に伝えた案件です。一方、条例の運用が違法行為である事を指摘し、改善されたと思った矢先、その条例規定そのものが「間違い」とする、まるで責任転嫁とも思える条例改正案が突然提案され可決となりました。

石岡市議会の様々な事案について、孔子の「政は正なり」を改めて考える機会となりました。

一. 複合文化施設の建設

(1) これまでの経緯

石岡市における複合文化施設建設計画は、中央図書館を核とした施設として検討され、平成19年に基本設計を策定、平成20年に候補地のイベント広場の一部を発掘調査しました。しかし、小中学校の耐震化事業に多額の経費を要する事と児童生徒の安全を優先すべきとの判断により、平成20年に計画は凍結となっていました。

令和2年3月、石岡市民会館の耐震性が低いとして突然使用中止となったことから、早期に市民会館建て替えの声上がり、複合文化施設としての検討が再開されました。

(2) 候補地の面積に大きな違いが

市は、令和3年度に駅周辺賑わい創生課を設置し、令和7年度の複合文化施設完成を目標としました。

候補地は、イベント広場と鹿島鉄道跡地の2カ所です。

鹿島鉄道跡地は石岡駅隣接で一定の集客力がある一方、イベント広場の4分の1の面積の為、民間企業から多面的な提案を受け入れやすくないとして、市営駐車場の一部も面積に加える方針が示されています。しかし、駅をはさんで2分割の敷地となります。敷地面積と形状の違い、アクセス条件の違いは、複合文化施設に入る施設の種類の規模、形状に大きな影響を与え、利用者向けの必要駐車台数が確保できるのか不安要素が山積しています。

候補地	面積
イベント広場	27,000 m ²
鹿島鉄道跡地	7,736 m ²
駅東市営駐車場	6,900 m ²

複合化を検討する施設

市民会館：(既に閉館)
中央図書館
児童館 (既に閉館)
杉並コミュニティセンター
勤労青少年ホーム
まちかど情報センター
コ・ワーキングスペース
体感型観光PR施設
その他

(3) PPP/PFI手法を検討

公共施設建設は、国等の補助金や交付税措置のある合併特例債(借金)だけでなく、事業手法としてPPP/PFI(官民連携)民間の資金、経営能力、技術的能力を活用)の採用も考えられます。例としてはカフェ等の併設があります。

複合文化施設に民間事業者が参加する意思があるか調査を行った所、11事業者から関心があるとの回答を得ており、内10事業者が鹿島鉄道跡地を最適地としています。しかし、民間事業者は利益を追求する立場ですので、複合文化施設の施設構成と規模が未確定の中で、駅の集客力への期待値で関心を示している事が考えられ、実際にどの様な形で参入するのか、そして事業効果も未知数です。

(4) 未決事項の多さがスケジュール遅延に

3月の予算特別委員会の質疑で、令和3年度事業である基本計画策定が完了していない事が明らかになりました。基本計画には、候補地・事業期間・概算事業費と財源・複合機能(複合化施設)を示す必要がありすが、いずれも議会には情報が示されず、深い議論が殆どできていません。

さらに、令和3年度予算であるPPPアドバイザリー委託契約も未執行であることが明らかになり、当初予定していた令和7年度複合文化施設完成スケジュールが守られるのか不透明です。

また、複合化予定の各施設から出されている要望が現在の施設規模程度でも、鹿島鉄道跡地の場合、面積が足りない事は明白であり駐車場の確保ができない可能性があります。

一方、イベント広場の場合は、文化財宝蔵地に指定されている事から、発掘が求められる可能性も考えられます。いずれにしても、場所と複合化する施設の種類の規模について、早急に具体的な案を示すことを求めてまいりたいと思います。

二、第1回定例会で行った一般質問

(1) 带状疱疹ワクチン接種の助成について

日本人成人の90%以上は、带状疱疹の原因となる水疱瘡のウイルスが体内に潜伏しており、80歳までに3人に1人がかかるといわれています。免疫が低下した際に「带状疱疹」として発症することが明らかになっています。厚生労働省はワクチンの使用を認めており、その効果は発症率を50%から90%抑制するとされていることから、ワクチン接種の助成について質問いたします。

(1) 带状疱疹の罹患状況について伺う。

保健福祉部長答弁要旨 带状疱疹は、水泡を伴う赤い発疹が帯状に出る皮膚疾患。強い痛みを伴う事が多く、3週間から4週間続く。また、神経の損傷具合によってその後も痛みが続く带状疱疹後神経痛と呼ばれる頻度の高い合併症もある。また、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症もある。

(2) ワクチン接種の効果と支援策について伺う。

保健福祉部長答弁要旨 带状疱疹ワクチンは2種類あり、どちらも50歳以上が接種対象となっている。(効果は以下の表参照)

医療費抑制も念頭に、健康管理や早期治療、ワクチン接種の啓発に努めたい。厚生省の厚生科学審議会で定期接種の検討がされており、国の動向を注視したい。

市長答弁要旨 実は、私も2度経験しており、大変つらいものと認識している。市としても助成が可能を検討したい。

提言 市長が2度かかっている

事を初めて聞きました。痛み、苦しさはお分かりだと思いますので、是非、早期実現していただきたい。

種類	生ワクチン	不活化ワクチン
接種回数	皮下注射1回	筋肉注射2回
予防効果	60歳以上:61% 70歳以上:55% 神経痛:67%	60歳以上:97.2% 70歳以上:89.8% 神経痛:88%
予防期間	3年から11年	少なくとも9年間

(2) 消防本部の条例違反処理について

条例で支給が義務付けられている消防職員への手当について、長年にわたり意図的に支給してこなかった事実が令和3年10月末に明らかになり、違法な事務処理の放置、被害職員に対して誠意ある対応を怠っている点があり質問します。

(1) 条例違反行為が長年続いていた理由を伺う。

消防長答弁要旨 少なくとも合併後には現在の運用(未支給)と推測される。消防本部の内部基準で条例改正をせず運用してしまっただ。

総務部長答弁要旨 聞き取り調査を行ったが、いつの時点からということも理解できていない。

(2) 債務の返還行為の統一性・公平性を伺う。

消防長答弁要旨 記録の残る5年6カ月分の未支給対象者は139名で金額は546万余。労働基準法に基づき遡及する支払いは2年間分。各個人に対しては、実際のところ(説明は)していない。

財務部長答弁要旨 税法は5年間遡及だが、国家賠償法に基づき20年間遡及し返還している。課税誤りの謝罪と内容説明を速やかに通知している。

再質問 対象職員に未支給金額の説明をせずに、遡及は2年間として時効を宣言し、議案も提出している。これは、民法に定める信義違反ではないか。

総務部長答弁要旨 キチンと説明をして対応を取るべきと考えている。

(3) 条例違反行為の責任の所在について伺う。

総務部長答弁要旨 経緯未解明で、関わった職員が多数のため責任の所在を明確にするのは困難。

市長答弁要旨 責任の所在を明確にすることは困難な状況。法令を遵守すべきであるのに条例と異なる支給を行っていたことを私自身重く受け止めている。今後適正執行に努めるよう指示する。

提言 今の方が責任を取るべき。それができなければ不祥事が起きた時、みんなウヤムヤになります。

二、議案質疑

消防本部が条例違反により未支給としていた特殊勤務手当について、対象職員数139人分、2年遡及分合計215万円の補正予算案が提案されました。

さらに、ようやく条例通りに支給され始めた特殊勤務手当ですが、支給を止める条例改正案を提出するという暴挙ともいえる議案について質疑しました。

(1) 一般会計補正予算第12号

① 民法404条規定の遅延損害金が含まれているのか、含まれていない場合その理由を伺う。

消防長答弁要旨 含まれていない。分ならず未支給の金額のみで算出している。

② 補正予算提出にあたり職員への説明をしていると答弁しているがいつ・どこで行ったのか伺う。

消防長答弁要旨 2月15日に作成し通知した。

③ 消防は、被害職員へ情報提供をしていないが、補正予算の案件は適法と言えるのか、再度伺う。

総務部長答弁要旨 昨日答弁したように通知をキチンとして成立する。議会の成立後、正式な通知として提出する必要があると認識している。

(2) 特殊勤務手当条例の一部改正

① 改正理由を伺う。

消防長答弁要旨 県内24消防本部のうち支給しているのは6本部なので見直すことにした。

② 誰がどのような協議の末に決定したのか伺う。

消防長答弁要旨 消防本部は私の判断。総務部、財務部、市長公室に説明し、反対意見は無かった。

③ 総務部は対等の関係で協議したのか伺う。

総務部長答弁要旨 私は会議に出席していない。議案として確認させていただいた。

議案は総務企画委員会に付託。条例改正案は消防の見識を疑う意見も出ましたが結果は可決。2年遡及の手当てと遅延損害金は、3月31日に支払われました。

四. つくばエクスプレス延伸要望

(1) 調査費を県が予算化

2月17日、大井川知事から「つくばエクスプレス」延伸の調査・検討費用を令和4年度予算案に計上したことが発表されました。

延伸案は①筑波山方面、②水戸方面、③茨城空港方面、④土浦駅方面

すが、県はこれを一本に絞る予定です。

(2) 延伸ルート決定に向けた取組み

概算の建設費は1km1100億円と言われています。茨城県は、需要予測・概算事業費・収支予測・整備効果などを試算する一方で、有識者・経済界・市町村・鉄道事業者で構成する第三者委員会を設置して、路線を絞り込み、令和5年3月に延伸ルートを決める見込みです。

(3) 延伸誘致活動スタート

石岡市は、②水戸方面及び③茨城空港方面路線が市内を通過する事が見込まれるため、石岡市と石岡商工会議所・八郷商工会協力によるTX石岡延伸推進協議会を結成し、誘致活動がスタートしました。さらにTX水戸・茨城空港延伸促進協議会を結成し要望活動を展開します。また、「市役所外壁に『つくばエクスプレス延伸』の横断幕を掲げてみては」と提案したところ早速取り付けていただきました。(想像より小さかったのが残念ですが)



TX 県内延伸4方面案



五. プール老朽化による漏水

(1) 石岡小学校温水プールの漏水

平成12年完成から21年が経過した令和3年度に老朽化した給排水工事を行い、完了後にプールに水を張ったところ、1日あたり約1トンの漏水が判明。給排水工事以外の部分からの経年劣化による漏水のため、今年度、急遽修繕工事を実施することになり、6月上旬から小中学校5校のプール授業を中止することになったことが報告されました。利用再開は7月上旬を目指して、漏水の緊急修繕を行う予定です。

(2) 八郷運動公園プールは建て替えを検討に

昭和53年完成から43年が経過した昨年6月、プールオープン直前に漏水が判明し、原因を調査したところ、プールの過機循環パイプ及びプール槽の亀裂が確認されたため緊急修繕を行っています。その後はコロナ禍により、開園できずになりました。12月中旬以降漏水が顕著となり、躯体健全性調査を行った所、令和4年3月、改修ではなく建て替えを検討する必要性が判明するところとなり、令和4年度のプール開放は中止となりました。

小中学校の体育プールとしても使用している柿岡小・恋瀬小・小幡小・八郷中については代替プールを検討しています。

(3) 施設の維持管理計画はあるけども

屋外プールの耐用年数は30年が目安の中、40年を超えて八郷運動公園プールは使用されています。公共施設の多くが耐用年数を次々に迎える中、施設の長寿命化工事や建て替えなどを限られた財源の中で計画的に進めるための施設個別計画を令和2年に策定しました。しかし現状は、市民会館の使用中止、児童館の取り壊し等、計画通りには進んでいません。日頃の維持管理の大切さと先を見る目が大切であることを痛感するところです。

六. 新型コロナウイルスワクチン

5月の大型連休では外出制限が無く観光地にも人が溢れましたが、感染者数は落ち着いています。また、病床使用率も下がっており、新型コロナウイルスのワクチン接種の効果が出たものと想定されます。

4回目接種に関する報告が文教厚生委員会(5月19日)にされました。

(1) ワクチン接種状況

下記の表は、令和4年5月15日現在の石岡市におけるワクチン接種状況です。3回目の接種では数値が下がりますが、高齢者の接種率が高いことがわかります。

(2) 4回目接種に関する方針

オミクロン株の感染が終息しない中で、今後の再拡大も念頭に置き、3回目接種後のワクチンの有効性の持続期間等を踏まえ、「重症化予防」を目的として4回目の接種が行われます。

対象者は①60歳以上。②18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高いと医師が認める者。

接種間隔は、3回目接種から少なくとも5カ月以上空ける事。

(3) 接種券発送スケジュール

①60歳以上の方への接種券発送は5月下旬からとなる予定です。

②18歳以上の基礎疾患を有する方等は、接種を希望する方からの自己申告を受けて判断する予定です。

市民への周知方法は、石岡市のホームページ、メールマガジン、広報いしおか、公共機関や医療機関への掲示となります。

対象者数	1回接種	2回接種	3回接種
68,851人 (5歳以上)	60,923人 88.5%	60,194人 87.4%	42,336人 64.8%
24,264人 (内65歳以上)	22,525人 92.8%	22,474人 92.6%	21,094人 86.7%

七. 郷の本棚（やさど図書館）

(1) これまでの経過

合併により空きスペースができた八郷総合支所の有効活用を図るため、平成20年度に「公共施設等活用調査」を行っています。これは、支所2Fに図書館等を整備した場合、床の荷重が耐えられるのかを専門家が調査し、図書館整備は可能との回答を得ていました。

しかし、平成23年3月の東日本大震災において市役所本庁舎に大きな被害が発生したことで、本庁舎にあった市議会が支所4階に移転、これにより支所2階の教育委員会が4階に移動できなくなり立ち消えとなっていました。

その後、新庁舎が竣工し、市議会が新庁舎へ戻ったことから、令和3年5月に教育委員会が支所2階から4階へ移転、2階部分の改修工事を行いました。

(2) 郷の本棚オープン

八郷総合支所2階の

図書館「郷の本棚」は、一部、地元の木材を使用し、温かみのある木製の本棚を設置しています。元は事務スペースだったため、広い窓からは筑波山もしくは恋瀬川を



望み、ゆったりと時を過ごすことができます。ネット環境も充実していますので、ノートパソコン等を持ち込んで勉強することも可能です。

赤ちゃんコーナーや児童コーナーも設置されており、小さなお子様と一緒にのご利用も可能です。

3月20日、コロナ禍の中ではありましたが、プレオープン式典が行われ、私は文教厚生委員長として市長と一緒に出席、見学をしてきました。

八. 議員辞職勧告決議

(1) 3度目の議員辞職勧告決議案可決

徳増議員が一部事務組合事務所内で、スリッパで職員を叩いた暴力事件について、4月5日、水戸地裁は罰金十萬円の有罪判決を言い渡しました。

これを受けて、第3回臨時議会において、議員辞職勧告決議案が石橋議員から提出され、議長及び徳増議員を除く18名による採決では、賛成多数で可決されました。しかし、議会における議員辞職勧告決議には法的根拠が無いため罰則はありません。

令和元年12月、令和2年12月に次いで3度目の辞職勧告決議案可決となりましたが、過去2回の決議案では、提案理由への質疑と反対討論が複数の議員から有りました。さすがに今回は、質疑・討論者は無く、淡々と可決されています。

徳増議員は、判決後ただちに上告しており、現在も係争中となっています。

賛成 14名	飯村一夫
	新田 茜
	川井幸一
	櫻井 茂
	石橋保卓
	岡野孝雄
	玉造由美
	勝村孝行
	谷田川泰
	小松豊正
	村上泰道
	関口忠男
	池田正文
	岡野孝男
反対 4名	鈴木康仁
	山本 進
	高野 要
	鈴木行雄
除斥	徳増千尋

(2) 議員資格の喪失について

有罪判決に対し市民の反応は「議員の身分はどうなるの」という質問が多数ありました。

公職選挙法第11条には「執行猶予のつかない**禁固刑以上の刑が確定した場合**等に被選挙権を失う」と規定されており、罰金刑だけの場合、議員の身分が奪われることはありません。

一方、地方自治法には「懲罰」規定があり、最も厳しい処分に「除名」があります。しかし、石岡市議会本会議・委員会活動中の行為に限られるところから、本件は対象外となります。

九. 議案の撤回

使用中止となった児童館を条例から削除するため、議案第33号「石岡市児童厚生施設条例の一部を改正する条例を制定することについて」が議会に提案されました。

しかし、一般質問及び議案質疑において、複数の議員から利用者の声を聞いていない。議案の撤回を求める。と言った発言があり、議案否決論が大きくなったことを受けて、市長は議案の撤回を決断。

議会の動向を受けての議案撤回は、平成23年6月の鹿島鉄道跡地に関する「土地の取得について」以来となりました。

一部議員から、軽々な議案撤回は問題。反対討論ができなくなった。として市長に対して問責決議案提出の動きもありましたが、質疑した議員が撤回を求めていることに加え、撤回は熟慮の末の稀有な事例であるとする意見が多数を占め、問責決議案提出の動きは霧消しました。

十. 令和4年第2回定例会

会議は全て午前10時開始予定です。

日程表の黄色の会議は、石岡市議会ホームページからネット利用の生中継を視聴できます。録画放映は、会議後10日前後で視聴可能になります。

第2回定例会日程

月 日	曜日	会 議 内 容
6月7日	火	開 会
8日~12日		休 会
6月13日	月	一般質問
6月14日	火	一般質問
6月15日	水	一般質問
6月16日	木	議案質疑
6月17日	金	文教厚生委員会
18日・19日		休 会
6月20日	月	総務企画委員会
6月21日	火	産業建設委員会
6月22日	水	議会運営委員会
6月23日	木	採決・閉会